

# 2022年分確定申告のポイントは？

## ●スマホ申告機能が今年も強化！

国税庁のスマホ申告では当初「2ヵ所給与」すら申告できませんでしたが、年々機能が強化されています。

2022年分から、事業所得や雑所得、不動産所得の申告に必要な“青色決算申告書や収支内訳書がスマホ申告できる”ようになるそうです。

とはいっても、青色決算書の作成に必要な「売上高や経費など」はあらかじめ会計ソフトやExcelなどで集計しておくことには変わりありません。

## ●副業の事業所得申告に厳しい基準が！

事業所得では、赤字を他の所得と通算できるだけでなく、青色申告による様々な節税メリットが得られます。改正で副業収入の所得判定にあらためて基準が設けられました。

### ここがちがう！事業所得と雑所得

比較項目	事業所得	雑所得
他の所得との通算	◎	×
特別控除	◎10万円/65万円控除	×
貸倒引当金	◎	×
欠損金の繰越控除	◎3年間繰越可能	×

### ◆“事業所得”かどうかは、社会通念で判定！

今後は「帳簿を保存している」だけでは“事業所得”にはできず、下記のような点から総合的に判定されることに…。

#### 社会通念による判断基準とは？

- ① 営利性・有償性の有無
- ② 繼続性・反復性の有無
- ③ 自己の危険(リスク)と計算による企画遂行性の有無
- ④ その取引のための精神的・肉体的労力の程度
- ⑤ 人的・物的設備の有無
- ⑥ 取引の目的
- ⑦ 本人の職歴・社会的地位・生活状況

上記のほか、**小規模な場合**（＝概ね副業開始後3年程度、収入金額が300万円以下で、主な収入の10%未満）や、**営利性に欠ける場合**（＝赤字続きで、解消するための取組みがされていない）などは、たとえ帳簿書類が保存されていても、事業所得にあたるかは個別判断となるようです。

### ◆赤字副業での節税はもうできない！

事業的規模でない副業収入を赤字の事業所得として申告し、給与所得等と損益通算して還付を受けると節税スキームは、今後使えなくなることに！

なお、建物部分の金利や減価償却費で赤字になった不動産所得と、給与所得等との損益通算はこれまで通り可能です。

## ●マイナポータル活用がキー！

マイナポータルの活用で、下図のように確定申告に必要なデータが自動取込みできます。昨年までの生命保険料や地震保険料に加え、今回から“医療費、年金保険料、公的年金の源泉徴収票データ”も連携できるようになります。

令和5年1月以降の  
マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費...  
ふるさと納税  
国民年金保険料  
株式の特定口座

1年間分の情報  
が取得可能に！

NEW  
NEW  
NEW  
NEW

公的年金等の  
源泉徴収票  
生命保険  
住宅ローン控除関係

### 今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票 iDeCo 小規模企業共済等掛金 など

#### ◆マイナポータルとは

マイナンバーカードとその電子証明書をあらかじめ登録しておくことで、各種行政手続きができ、薬剤・医療費や年金情報を確認できる仕組み。

## ●雑所得制度の改正点をチェック！

副業OKの企業や、副業収入を得る場面の増加からか、ここ数年で雑所得制度の改正が進んでいます。

雑所得は、①公的年金等、②業務に係るもの（営利目的で継続的に行うもの）、③①、②以外のものの3つに区分され、いずれも申告もれに要注意です。

#### ◆雑所得申告が必要な副業収入

- ・衣服や雑貨のフリマーケットなどの売却による所得
- ・自家用車の貸付けによる所得
- ・ホームページ作成やバーティシャンによる所得
- ・暗号通貨の売却等による所得
- ・競馬などの公営競技の払戻金による所得



#### ◆雑所得でも“収支内訳書”的提出が義務化へ

2年前(2020年)の副業収入が1千万円超だと、今回の申告から収支内訳書の提出が義務となります。

令和〇〇年分収支内訳書（一般用）

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用	この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。										
（令和四年分以降用）	令和 年 月 日	新規の収支内訳書には雑所得申告欄が登場！									
〔常識又は「複数業務」のいずれかを選択してください〕											（自 年 月 日 至 年 月 日）
科 目	金 額 (JPY)	科 目	金 額 (JPY)	科 目	金 額 (JPY)	科 目	金 額 (JPY)	科 目	金 額 (JPY)	科 目	金 額 (JPY)

また2年前の副業収入が300万円超でも、現預金の入出金に伴う領収書や請求書の保存が義務化されましたので、お忘れなく！